MATSUSHIMA INNOVATION HILLS

松島イノベーションヒルズ

ようこそ松島イノベーションヒルズへ

町長あいさつ

~活力あるまち・松島~

令和5年7月



東日本大震災からIO年の復興・創生期間を経て、松島町における復興事業につきましては、無事完了を迎えております。「創造的復興」を掲げ、取り組んでまいりました復興事業の着実な歩みが実を結びましたことにつきましては、これまでに賜りました皆様からの多大なるお力添えでありますこと、心より感謝申し上げます。

松島町は、日本三景の一つとして雄大な自然が生み出す美しい景観や、そこに息づく人々の営み、豊富な農作物と海産物、国の特別名勝にも指定されている景勝地や数多くの観光スポットなど、たくさんの魅力に溢れております。

一方で、これまで松島町は大規模な工業用地を有しておらず、町内に立地を希望される企業の皆様の期待にお応えできずにおりましたが、このたび松島町で最大規模の工業用地となる 『松島イノベーションヒルズ』におきまして、本年度より整備を着工してまいります。

より一層多様性が強く求められるこれからの時代に向けて、古来より守り受け継がれた景勝地に誕生する「松島イノベーションヒルズ」が生みだす、自然豊かな環境と企業が融合したこれまでにない創造的な工業用地へ企業の皆様が進出されますことを心よりお待ちしております。

まずは、パンフレットをご覧いただき、立地のご参考としていただくとともに、ぜひ松島町 にお越しください。

松亭長櫻井公一

『松島イノベーションヒルズ』位置情報



松島町について (令和5年4月1日時点)

【町の人口と世帯】

人 口: I 3, 264人 世帯数: 5, 742世帯

【土地と交通】

総面積: 5,356 ペクタール JR駅: 7駅 インターチェンジ:3箇所

【教育・保育施設】

幼稚園:2園/保育所:|所/

認定こども園:|園

小学校:3校/中学校:1校

高 校: |校



県内各地へのアクセス

- ・仙台市中心部より約1時間(25km)
 - ・仙台空港より約30分(35km)
 - ・仙台港区より約20分(20km)
 - ・石巻港区より約30分(30km)
 - ・大和ICより約15分(15km)

ようこそ!松島イノベーションヒルズへ!!

松島町に新たな産業拠点となる「松島イノベーションヒルズ」が誕生し、2026年 (令和8年)より企業の皆様とともに供用開始いたします!

『松島イノベーションヒルズの立地特性について』

○企業の皆様のニーズに沿ったオーダーメイドより用地を提供

新たに誕生する松島イノベーションヒルズは、沿岸地域において、最大級の用地面積を有する予定であることに加え、県内でも数少ないオーダーメイド方式による用地面積をご提供いたします。

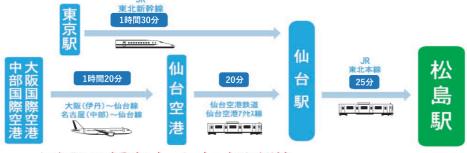
○多方面へのスムーズなアクセスを可能とした交通網

松島イノベーションヒルズの東西にある三陸自動車道のIC(松島大郷IC付近に接続)と併せ、周囲には国道、県道、町道(都市計画道路)を有していることから、県内各方面や東北北部及び関東方面へのスムーズなアクセスが可能となる交通網となっております。

○災害に強い土地を提供

松島イノベーションヒルズは東日本大震災の経験を踏まえ、高台を選定し地山を切土造成とすること で安定地盤を活かし、地震や大雨などの自然災害に強い土地をご提供いたします。





JR仙台駅まで電車で25分(JR東北本線) 仙台空港まで車で30分(三陸自動車道) 仙台塩釜港(仙台港区)まで車で20分(三陸自動車道)

公共交通機関

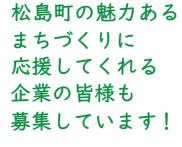
- ・仙台駅から 松島駅まで25分
- ・東京駅から 松島駅まで約2時間
- ・空港から(大阪・中部国際空港) 松島駅まで約2時間

Welcome to Matsushima Innovation Hills!

松島イノベーションヒルズ内におけるマイクログリッド構想!









企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税とは、国の認定を受けた宮城県松島町の地方創生プロジェクトに対して、企業の皆様が寄附を行った場合に、法人税関係の優遇措置が受けられる制度です。

^{軽減効果} 最大 約9割

《例えば1,000万円を寄附した場合、法人税関係が最大900万円軽減されます。》

損金算入による経滅効果 **約3割**

税額控除 ※法人住民税+法人税(4割) 法人事業税(2割)

企業負担 約1割

通常の寄附

企業版ふるさと納税を活用した寄附

支脚支

ご支援いただいた場合の企業様のメリット

CSR・ESG 活動の推進

企業経営や長期成長には欠かせないCSR-ESG活動について、新しいカタチとして、企業 版ふるさと納税を活用してみませんか。

CSR:企業が組織活動を行うにあたって担う社会的 責任(Corporate Social Responsibility) ESG:企業経常に必要とされる環境(Environment)、 社会(Social)、ガバナンス(Governance)

SDGsの達成 SUSTAINABLE GOALS

SUSTAINABLE GOALS THE STATE OF THE STATE OF

企業様と松島町の パートナーシップ構築

企業版ふるさと納税で、企業様と松島町との 新たなパートナーシップを構築し、新たな産業 の創出、自然環境の保護、地域の活性化など、 「観光地・松島」の地域資源を活用した新たな 事業展開の可能性を広げてみませんか。



度

松島町内に立地する企業様への優遇制度など

松島町と宮城県等で、進出されます企業の皆様を心を込めて サポートさせていただきます。

> 松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関 する条例

> > 固定資産税・都市計画税(町税)を5年間課税免除

松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課 税免除に関する条例

固定資産税(町税)を3年間課税免除

松島町地域経済牽引事業を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に 関する条例

固定資産税(町税)を3年間課税免除

松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める 条例

敷地面積に対する緑地面積の割合をⅠ/Ⅰ○○以上敷地面積に対する環境施設の割合をⅠ/Ⅰ○○以上

詳しくは、松島町企画調整課(TEL:022-354-5702)までお問い合わせください。

みやぎ企業立地奨励金

宮城県内に工場等を新設または増設した企業に対し、「投下固定資産額」及び「新規雇用者数」に応じて奨励金を交付します。

民間投資促進特区による優遇制度

特定復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被害者を雇用する企業については、国や県より税制上の特例措置が受けられます。

地域未来投資促進法

地域未来投資促進法に基づき宮城県が作成した基本計画(宮城県ものづくり 計画など)に沿った事業計画で、県が承認した事業について、課税の特例など 各種優遇措置を受けられます。

本社機能の移転・拡充への優遇制度

安定した良質な雇用の場の創出を通じ、宮城県への新たな人の流れをつくるため、宮城県内に本社機能を移転・拡充する事業者について、税制上の特例が受けられます。

県独自の優遇制度等

宮城県では独自の優遇制度として、融資制度や課税免除および人材に関した支援などがあります。

詳しくは、宮城県産業立地推進課立地企画班(TEL:022-211-2733)までお問い合わせください。

※宮城県の各種優遇制度は内容や期限の変更が生じることもございますので別途お問い合わせ願います。

充実した生活・子育て環境のご提供

松島町は、はたらく皆様にとって一番重要となる生活や、子育 て環境について全力でサポートいたします!

新しいお住まいをサポートいたします			
定住促進事業補助金制度	新築住宅取得または中古住宅取得に要した費用。 (土地取得費、設計費、外構工事費及び改修費含む) ① 町外から松島町に転入する方が対象となります。 ② 取得費用の I 0 %。限度額:50万円(中古住宅は25万円) ③ 町内建築業者を利用して建築した場合は、50万円を加算し、最大 I 00万円を交付いたします。	最大IOO万円	
移住支援金	① 東京23区在住の方、又は東京圏から東京23区へ通勤している方が松島町へ移住した場合が対象となります。 ② 世帯移住で 00万円、単身移住で60万円、 8歳未満の子どもひとりにつき 00万円を支給いたします。 【世帯移住で子ども3人の場合の例: 00万円/世帯+(3人× 00万円)=400万円】	賃貸住宅 でも可能	

その他の移住・定住についても連絡先は松島町企画調整課へ ☎022-354-5702

幼稚園・保育所の待機児童がゼロの町で安心してお仕事ができます			
子ども 医療費助成	松島町では 8歳まで(8歳に到達する最初の年度末まで)の通院・入院に係る医療費を助成しています。 所得による制限もなく、 8歳までの全ての子どもの医療費が無料になり、安心して子どもを育てることができます。	8歳まで 医療費無料	
小学校 入学祝金	第3子以降の子どもが小学校に入学する際に、「小学校入学祝金」 として、3万円を支給します。	3万円支給	
保育施設の 一時預かり 事業	町内の保育所やこども園では満 歳から就学前までの子どもの一時預かり保育を実施し、安心して子育てができる環境を提供しています。 入院・通院・出産・介護・冠婚葬祭などの緊急時等に、一時的に保育所で子どもをお預かりします。(平日の8:30~ 7:00)	満l歳から 預かり可能	
松島町 児童館等 の施設	松島町児童館は子育て支援の拠点として、子どもたちの成長と保護者のサポートを行う子育て支援センターや両親・祖父母が日中留守にするご家庭の児童を対象に、下校後に安心して過ごせるように遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的として「留守家庭児童学級(放課後児童クラブ)」を開設しています。	放課後の安心 を提供	

子育て支援センターで対応いたします 松島町町民福祉課こども支援班 ☎022-354-5798 松島町児童館 ☎022-354-6888

その他企業立地に関する各種ご質問やご不明な点などございましたら遠慮なくお問い合わせください。

その他企業立地に関する連絡先は松島町企画調整課へ ☎022-354-5702



皆様との出会いを楽しみにお待ちしております。どんな些細なことでも、気軽にお問い合わせください。



宮城県松島町 企画調整課

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1

TEL (022) 354-5702 FAX (022) 354-3140 E-mail:info@town.matsushima.miyagi.jp

ホームページ https://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/フェイスブック https://www.facebook.com/MatsushimaTown

MATSUSHIMA インスタグラム https://www.instagram.com/matsushimatown_official/







ホームページ フェイスブック

インスタグラム